

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 4 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010 ～ 2012

課題番号：22730031

研究課題名（和文） 行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究

研究課題名（英文） A comparative law study of actions of judges in judicial review of administrative actions

研究代表者

正木 宏長（MASAKI HIROTAKE）

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：30388079

研究成果の概要（和文）：

本研究は、アメリカのニュー・リーガルリアリズムの議論を手がかりに、行政訴訟における裁判官の行動について比較法研究を行うものである。アメリカでは、裁判官の個性が判決に与える影響について、法学からも隣接諸学問からも研究がなされている。本研究により、アメリカと日本、両国での行政訴訟における裁判官の行動についての分析の進展を期待できる。

研究成果の概要（英文）：

This study does a comparative law study of actions of judges in judicial review of administrative actions by referring to discussion about American new legal realism. In America, jurisprudence and the other science reveal that personalities of judges influence judicial decisions. This study is expected to progress analyses of actions of judges in judicial review of administrative actions in both Japan and America.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：法学、公法学

キーワード：行政法

1. 研究開始当初の背景

我が国の法学では、裁判官が自己の良心に従って独立して裁判を行うという裁判像が受け入れられてきた。この裁判像に従えば、

裁判官が中立的な立場から事案に法を適用するということはいわば自明のことと見なされる。ところが近時の政治学や法社会学の立場からの日本の裁判制度に関する研究により、最高裁を頂点とする司法官僚制に基づ

く裁判官統制が、裁判官の心理に有形無形の影響を与えているということが明らかにされている。

アメリカでは政治学による「法と政治」の研究により、政治学の観点からの裁判官の行動分析が従来から行われている。近時のアメリカ行政法学においては、合議体での裁判官の投票パターンに関する計量的な実証分析によって、裁判官の政治的イデオロギーが行政訴訟の判決にいかなる影響を与えているかを明らかにし、従来の理論の再検討を行うという法学者による研究が見られる。例えば全員が共和党政権の下で任命された裁判官合議体と全員が民主党政権によって任命された裁判官合議体では、判決の傾向に明確な違いが見られるといった研究成果が公にされている。

裁判官の行動についての実証研究に際して、アメリカでキーワードとなっているのがニュー・リーガルリアリズムである。リーガルリアリズムはルウェリンによって唱えられ、ニューディール期に流行した法思想である。リーガルリアリズムは、法の規範性よりも事実や人間の行動を重視して、裁判官の行動を原因づけている事実を探求するものであった。リーガルリアリズムは一時、廃れていたが、21世紀になった現在、アメリカ法学においてニュー・リーガルリアリズムとして復活し、法学研究に新境地をもたらしている。

本研究は、上のような展開をうけて、裁判官の政治的イデオロギーに注目した分析を行うアメリカ行政法の近時の理論の検討を行い、日本の行政法学への適用可能性を探るものである。

2. 研究の目的

裁判官の個性に注目する思想としては、既にフランクやルウェリンによって、リーガルリアリズムが唱えられていたところである。

本研究はまず、21世紀になって現れたニュー・リーガルリアリズムと20世紀のリーガルリアリズムの相異と共通点について考察を加えたうえで、ニュー・リーガルリアリズムによる判例分析の成果を検討する。また、裁判官の政治性を強調するニューリーガルリアリズムの立場に対して、行政活動への司法審査を重視する従来の行政法学の立場からは批判がなされている。そこで、このような批判も考察対象に含めることで、ニュー・リーガルリアリズムの方法論の妥当性についても検討を加えたい。

アメリカにおいてはかねてより、政治学の観点から政治過程の一環としての裁判官の行動に対する分析が加えられている。さらに

計量的手法を駆使するニュー・リーガルリアリズムの研究手法には、法と経済学の学者も、政治的バイアスに基づいて行動する裁判官を合理的なものとして説明できることとして注目している。そこでこれらの議論を見ることで、政治学や経済学と行政法学との連携可能性も考察対象としたい。

さらに、日本の裁判官の行動についても検討を行い、ニュー・リーガルリアリズムで採用されている計量的手法やニュー・リーガルリアリズムによって導き出されている裁判官合議体での裁判官の行動に関する命題が、日本にもあてはまるものであるかを考察する。

本研究は、アメリカ法学の新潮というべきニュー・リーガルリアリズムの議論とそれに対する応答を中心に分析するものである。この議論は従来我が国に紹介されていなかったものであり、我が国のアメリカ行政法研究をより一層深化させることが期待できる。任命において政党の影響力が強いアメリカの裁判官が政治性を有していることは我が国でも漠然と認識されていたことであるが、本研究により、アメリカにおける判決に対する裁判官の政治的イデオロギーの影響を明らかにすることは、従来の我が国のアメリカ行政法の学説や判例の理解に対して、再考を迫るものになると考えられる。

また、アメリカのニュー・リーガルリアリズムに基づく判例研究はすでに、裁判官のイデオロギーや性別といった事柄が判決に影響を与えていることを計量的手法により示しているが、このような成果を我が国に紹介することで、我が国の判例評釈手法に関する議論にも一石を投じることができらう。さらに、近時の我が国の政治学や法社会学の観点からの裁判所や裁判官の行動に関する研究に対しても、一定の示唆を与えることができると考える。

アメリカにおける裁判官の行動分析については、政治学や経済学の観点からもアプローチがなされている。そのような隣接諸学問の観点からの研究がアメリカ行政法学にいかなる影響を与えているかを明らかにすることは、行政法学と隣接学問分野の対話をより一層進めていくことに役立つだろう。

3. 研究の方法

(1) 平成22年度は、行政学・政治学や法社会学による日本の裁判官の行動分析の研究成果に留意しつつ、日本の行政訴訟における裁判官の個性の影響について実証研究を行った。近時、新藤宗幸らによって行われている日本の政治学・行政学の観点からの司法官僚制の研究について検討を加えた。ここでは現実の行政訴訟において、法律や自らの

良心以外に、判決に影響を与えるファクターがあるかどうかということが主たる関心事となった。

また、法社会学の観点からも、棚瀬孝雄やラムザイヤーによって日本の裁判所への政治的影響の検討が既になされているので、法社会学の観点からの分析も研究対象とした。(2) 平成23年度は、ニュー・リーガルリアリズムの成果である、マイルズとサンステインやリーヴェスなどによるアメリカ行政訴訟に関する論考やルウェリンらのリーガルリアリズムに関する議論を中心に研究した。

ニューリーガルリアリズムは、既にChevron判決による行政機関の法律解釈に対する謙讓的審査法理や実質的証拠法則の適用に裁判官の政治的イデオロギーが影響を与えていることを明らかにしているため、このような主張の妥当性を検討した。

また、ニュー・リーガルリアリズムの内実を明らかにするため、ニューディール期のルウェリンやフランクのリーガルリアリズムの主張についても検討を行った。ここでは、リーガルリアリズムがアメリカ行政法の発展にいかなる影響を与えたかということが考察対象となった。

(3) 平成24年度は、法と経済学および政治学といった隣接諸学問や従来のアメリカ行政法学からのニュー・リーガルリアリズムに対する反応を考察した。

アメリカ行政法をカール・シュミット的であるとしたヴァミュールによる論考などを検討することで、いわゆる9・11以降の最新のアメリカ行政法の判例や学説を考察した。またブッシュからオバマへの政権交代に伴う判例の傾向に変化が見られるかということについても検討した。

4. 研究成果

平成22年度は主として、アメリカと日本の文献研究を並行的に行うことによって、行政訴訟において裁判官の個性が与える影響について検討した。

アメリカについてはヴァミュールやサンステインの論文を手がかりに、21世紀に入ってからアメリカの連邦裁判所の判例やニュー・リーガルリアリズムと呼ばれる動向について理解を深めた。この研究により、アメリカの行政訴訟では裁判官の個性が判決に影響を与えることが日本より多いという印象を得た。

日本については、白石健三裁判官の思想に注目して日光太郎杉事件判決を再読することを試みた。日光太郎杉事件判決は、裁判所による法創造に積極的であった白石の個性

が発揮されたものであり、そこで示された判断過程の統制の手法も、東京地裁のいわゆる白石コートの下での諸裁判例で示されていた行政庁の他事考慮への警戒心が基礎にあるのではないかという心証を得た。近時の最高裁判例の判断過程の統制の手法との関連で日光太郎杉事件判決への批判をする動きも学界に現れているところであり、日光太郎杉事件判決の位置づけを再考し、そこで示された判断過程の統制の手法を近時の最高裁判例の判断過程の統制の手法と比較検討する論文を執筆した。

平成23年度は、平成22年度のニュー・リーガルリアリズムに関する文献の研究を継続しつつ、ニュー・リーガルリアリズムの周辺の議論を検討することで、ニュー・リーガルリアリズムの主張の妥当性や射程を検討した。裁判官の実際の動機や行動に注目するニュー・リーガルリアリズムの方法論は、法と経済学の観点からも注目されている。そこで、ポズナーによる法と経済学の観点からの裁判官の行動分析に関する議論を検討した。

アメリカ法が判例法である以上、近時の行政法判例の展開をたどることも、ニュー・リーガルリアリズムの主張の妥当性を検討するうえで必要であった。そこで、シュトラウスによるマイルズとサンステインのニュー・リーガルリアリズムへの批判、エドワーズの裁判官の行動に関する議論、行政訴訟にかんするピアースの議論を検討した。

平成24年度では、アメリカのニュー・リーガルリアリズムについて紹介する論文を公表することができた。その中で、かつてのリーガルリアリズムの議論を振り返ったうえで、現在アメリカで行われているニュー・リーガルリアリズムの主張をあきらかにした。ま

た、アメリカの行政訴訟における裁判官の政治的イデオロギーの判決への影響についても、マイルズとサンステインの議論を紹介することであきらかにした。

平成24年度では、アメリカ行政法学における隣接諸科学の影響を示すために、上の論文と筆者のかつての研究をまとめたうえで、単著として出版するための準備作業を行った。出版の準備については順調に推移しているが、平成24年度中に出版することはできなかった。

また、アメリカの行政訴訟における裁判官の行動についての経験的手法を用いた研究に触発されて、日本の行政訴訟の研究においても、同手法を活用することを検討しているが、いかなる対象についてどのような観点から検討するか、自分自身の考えをまとめることができず、筆者にとってこれからの課題となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

正木宏長、ニュー・リーガルリアリズムとアメリカ行政法 - マイルズとサンステインの挑戦、立命館法学、査読無、341号、2012、48-101頁

山下竜一 = 正木宏長 = 北見宏介 = 小川一茂、学界回顧 行政法、法律時報、査読有、83巻13号、2011、26-35頁

[学会発表](計0件)

[図書](計4件)

高橋滋編、ぎょうせい、シリーズ自治体政策法務講座 第2巻 執行管理 - 法令の解釈・運用、行政評価、住民参加、発行年：2013、総ページ数：338頁(67-102頁を担当)

岡村周一 = 人見剛編、日本評論社、世界の公私協働 - 制度と理論、発行年：2012、316頁(71-88頁を担当)

宇賀克也ほか編、有斐閣、行政判例百選(第6版) 発行年：2012、総ページ数：556頁(396-397頁を担当)

水野武夫先生古稀記念論文集刊行委員会、法律文化社、行政と国民の権利、発行年：2011、総ページ数：849頁(179-196頁を担当)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

正木 宏長 (MASAKI HIROTAKE)
立命館大学・法学部・准教授
研究者番号：30388079

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：